

十勝ものづくり総合支援補助金審査基準

- 1 十勝ものづくり総合支援補助金交付要綱第8条第1項に規定する審査は、表1の項目について点数評価を行う。ただし、表1の項目7～8については書類審査時のみ適用する。
- 2 点数評価は表1中の
 - 1～6の項目は表2の5段階で行う。(表2)
 - 7の項目は継続の有無で「有り」の場合は2点、「無し」の場合は0点とする。(表3)
 - 8の項目は継続内容の発展性の度合い評価により3段階で行う。(表4)
- 3 書類審査、プレゼン審査とも傾斜配点方式を採用し、表1のうち、項目3～6については5点満点の評価得点を2倍して計算する。

表1 (評価項目)

	評価項目	評価の視点
1	背景、必要性	申請事業の背景、着眼点が妥当であるか。
2	「開発する製品※」の説明	「開発する製品※」の課題や解決法が明確であり、事業期間内で実施する内容により得られる効果や達成目標がわかりやすく伝えられているか。
3	市場分析	顧客ニーズとターゲットが明確で、市場規模、参入障壁(競合商品)の分析が十分になされ、「開発する製品※」はそのニーズを満たせるか。
4	差別化・独自性の検討	競合商品に対し、差別化や独自性の検討が十分に行われており、「開発する製品※」の「強み」、「特長」を説明できているか。
5	実現可能性	申請事業を行うにあたって、これまでの取組経過、スケジュール、実施体制、経営体制、経費内訳に問題はないか。
6	地域活性化への貢献	申請事業をきっかけとして地域経済や企業の活性化に貢献し、波及効果が期待できるか。
7	継続申請の有無	前年度に採択された事業からの連続申請事業であるか。
8	継続による発展性	継続申請の事業が発展性を伴う内容であり、今後の成長が見込めるか。

※販路開拓事業の場合、「開発する製品」を「販路開拓しようとする商品」に読み替える。

表2 (表1：項目1～6の点数)

1点	2点	3点	4点	5点
要検討	可	良好	優秀	特に優秀

表3 (表1：項目7の点数)

0点	2点
継続無し	継続有り

表4 (表1：項目8の点数)

1点	2点	3点
発展性が低い	中程度の発展性	発展性が高い